

昭島中央線（昭3・4・1号）沿線地区 都市計画原案説明会

議 事 録

日時：平成29年10月6日（金） 19:00～20:30

場所：市役所 市民ホール

参加者数：13名

1 開会

2 都市計画部長あいさつ

3 職員紹介

後藤都市計画部長／山本都市計画課長／進藤都市計画係長／鬼嶋建設課長／高橋建設課都市計画道路担当係長

4 都市計画の見直しについて（説明：都市計画課長）

5 質疑応答

1) 都市計画原案について

- ・都市計画決定により用途地域が変わると、変更後の用途地域に合わせた家が建てられるようになるのか。また用途地域の変更によって固定資産税はいつから上がるのか。
→用途地域については、都市計画決定の告示以降、用途地域に適合する建物であれば建てられるようになる。また固定資産税については、用途地域の変更告示後ただちに上がるのではなく、都市計画道路の供用開始後にある3年毎の評価替えのタイミングで変更となる。ただし、地目変更等があった場合はその限りではない。
- ・縦覧の期間が10月6日以降ということだが、今回の説明会資料を閲覧できるということか。
→今回説明した原案を図面と図書にしたものを縦覧する。内容については今回説明したものと同一である。

2) 梨木踏切について

- ・梨木踏切は封鎖するようなことはしないようにJRと交渉してほしい。
→これまでの意見交換会等では出された要望を踏まえて、JRと協議を進めている。
- ・都市計画の中に、梨木踏切の存続を書き込むべきである。
→用途地域や地区計画等の都市計画の中には、踏切の存続を書き込むことはできない。また都市計画マスタープランの中でも、そうした個別の箇所について書き込んでいるようなケースはない。

- ・ 梨木踏切に関して方向性が決まった時には、必ず市民にも報告してほしい。
→皆さまに報告させて頂く。

6 閉会